

京丹後市観光インフラ整備等促進事業補助金交付要綱

平成30年3月30日

告示第78号

改正 令和元年7月1日告示第165号

令和元年8月30日告示第200号

京丹後市観光の魅力づくり推進事業補助金交付要綱（平成18年京丹後市告示第127号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 市長は、観光インフラ整備等促進実行調整費基金（京丹後市観光インフラ整備等促進実行調整費基金条例（平成18年京丹後市条例第17号）に規定する基金をいう。）を活用することにより、本市の美しい自然や景観、温泉等豊かな資源を活かした魅力ある観光地づくりを推進するため、市内に所在する法人等が、温泉源、温泉施設等を整備する事業に対し、京丹後市補助金等交付規則（平成16年京丹後市規則第64号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

（補助対象事業等）

第2条 補助対象事業、補助対象者、補助対象経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象事業としない。

(1) 市有財産において実施する場合

(2) 市の他の補助金等の交付を受けて実施する場合

3 第1項の規定にかかわらず、事業を行う者が市税（これに附帯する延滞金及び督促手数料を含む。）を滞納している場合は、補助対象者としなない。

4 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（企画書の提出）

第3条 別表に掲げる補助対象事業のうち「その他事業」を実施しようとする者は、あらかじめ京丹後市観光インフラ整備等促進事業企画書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（交付の内定）

第4条 市長は、前条の企画書を受領したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金交付の内定を行い、京丹後市観光インフラ整備等促進事業補助金内定通知書（様式

第2号)により当該内定者に通知するものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、京丹後市観光インフラ整備等促進事業補助金交付申請書(様式第3号)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、京丹後市観光インフラ整備等促進事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第4号)により当該申請者に通知するものとする。

(事前着手)

第7条 補助対象事業を行う者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定前に事業を実施した場合は、補助金の交付を受けることはできない。ただし、やむを得ない事由により、交付決定前に事業に着手する必要がある場合において、京丹後市観光インフラ整備等促進事業補助金事前着手届(様式第5号)を市長に提出したときは、この限りではない。

(変更又は中止の承認申請)

第8条 補助事業者は、事業内容を変更し、又は中止しようとするときは、京丹後市観光インフラ整備等促進事業補助金変更(中止)承認申請書(様式第6号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査の上、補助金交付の変更の可否又は取消しを決定し、京丹後市観光インフラ整備等促進事業補助金(変更)交付(取消)決定通知書(様式第7号)により、当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに京丹後市観光インフラ整備等促進事業補助金実績報告書(様式第8号)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の確定)

第10条 市長は、前条の実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、補助対象事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、京丹後市観光インフラ整備等促進事業補助金交付確定通知書(様式第9号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第11条 補助金の支払は、交付すべき補助金の額を確定した後、補助事業者から提出された京丹後市観光インフラ整備等促進事業補助金交付請求書（様式第10号）に基づき行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助金交付決定額の10分の9を超えない範囲内で概算交付することができる。

3 補助事業者は、補助金の概算交付を受けようとするときは、京丹後市観光インフラ整備等促進事業補助金概算交付請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第12条 市長は、虚偽その他不正な手段により補助金を受けた者に対して、交付した補助金を返還させるものとする。

（書類の整備）

第13条 補助事業者は、補助対象事業に係る収支の状況を明らかにする会計帳簿等の書類及びその証拠となる書類を整備し、これらの書類を事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（財産の処分）

第14条 規則第19条ただし書の市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数とし、規則第19条第2号の市長が指定するものは、1品の取得価格又は効用増加価格が30万円以上のものとする。

（その他）

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成30年3月30日告示第78号）

（施行期日）

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日前に、この告示による改正前の京丹後市観光の魅力づくり推進事業補助金交付要綱第6条の規定により企画書が受理された旨の通知を受けた事業については、なお従前の例による。

附 則（令和元年7月1日告示第165号）

令和元年7月1日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。

附 則（令和元年8月30日告示第200号）

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

別表（第2条関係）

補助対象事業	補助対象者	補助対象経費	補助率	限度額
1 温泉源・配湯施設改修等事業	京丹後市内に所在地を有する法人（みなし法人含む。以下「法人」という。）、団体又は温泉源所有者	次のいずれかの事業に要する経費。ただし、新規の泉源掘削、旅館等の敷地内の配湯又は配湯用車両等の購入を除く。 （1）既存の温泉源又は配湯設備の改修。 （2）枯渇に伴う代替又は既存施設を補強するための温泉源の掘削（予備ポンプ1台を含む。）。	9/10以内 （補助の効果や受益が極めて限定的であると思慮される場合にあっては、5/10以内）	500万円。ただし、借入れを起して事業を実施する場合は、その返済期間内の5年間において1の年度につき500万円（借入れに係る利息を除く。）を限度とする。
2 砂浜清掃用機械購入等事業	法人又は団体	次のいずれかの事業に要する経費。ただし、1件の補助対象経費が10万円に満たない場合を除く。 （1）砂浜清掃専用のビーチクリーナー、トラクター又はクローラー（大型重機又は運搬車両は、除く。以下これらを総称して「清掃用機械」という。）の購入又は修繕。 （2）清掃用機械の格納庫の設置（用地取得費を除く。）又は修繕。	9/10以内	市長が必要と認める額
3 温泉施設等整備事業	法人、団体又は旅館業法の許可を得て、ホテル営業、旅館営	次のいずれかの事業に要する経費。ただし、用地取得費又は1件の補助対象経費が30万円に満たな	1/2以内	新設の場合にあっては1,000万円、その他（増設等）の場合にあ

	業若しくは簡 易宿泊営業を 営む者	い場合を除く。 (1) 日帰り温泉施設又は足湯施設(公共性又は公益性が高いと認められるものに限る。)の新設、増設又は改修 (2) 宿泊温泉施設の新設、増設又は改修。ただし、改修の場合にあつては、当該宿泊温泉施設の魅力向上又は機能向上を図り、かつ、新たな付加価値を生み出すものと認められる改修に限る(既存の施設の機能回復を主な目的とする単なる修繕を除く。)		つては500万円。ただし、宿泊温泉施設の新設、増設又は改修工事にあつては、1施設につき5年に1度限りとする。
4 修景等景観 保全整備事業	法人又は団体	公共性若しくは公益性が高いと認められる小径整備、植栽整備又は観光に資する街並み景観整備(観光用街路灯整備事業等)に要する経費	3 / 4 以内	新設の場合にあつては1,000万円、その他(改修等)の場合にあつては500万円
5 誘客サイン 整備事業	法人又は団体	宿泊観光地等への誘導若しくは案内を行うための誘客看板の設置又は修繕に要する経費(特定施設へ誘導するものを除く。)	1 / 2 以内	250万円

6 その他事業 (1～5除く)	法人又は団体	観光誘客に 直接つなが る広場又は 公園、その他 これらに類 する施設で あって、次の いずれかの インフラ整 備等に要す る経費。ただ し、用地取得 費を除く。	公共性又は 公益性が高 いと認めら れる施設	9 / 10 以内	市長が必要と認 める額
			収益事業を 目的とする 施設(1件の 補助対象経 費が500 万円を超え るものに限 る。)	1 / 2 以内	新設又は増設の 場合にあつては 1,000万円、 その他(改修等) の場合にあつて は500万円

#### 備考

- 1 温泉施設等整備事業の「日帰り温泉施設」とは、次の全ての条件を満たす（新設の場合は、満たす見込みであること。）施設をいう。
  - (1) 日帰り入浴のみ（宿泊や食事を伴わないこと。）の利用ができること。
  - (2) 日帰り入浴の料金がパンフレット、ホームページ等に明記されていること。
  - (3) 日帰り入浴を通年かつ週6日以上営業していること。
  - (4) 前年の年間日帰り入浴客数（実績）が5万人以上であること。
- 2 温泉施設等整備事業の「温泉施設の魅力向上又は機能向上」の具体例は、次のいずれかに該当することをいう。
  - (1) 浴場を増築（面積の増加）すること。
  - (2) 浴槽を拡大（面積、浴槽数の増加）すること。
  - (3) 露天風呂の新設、増設又は改修をすること。
  - (4) サウナ、ジャグジー、水風呂、岩盤浴場等の新設又は増設をすること。

- (5) 客室等に新たな浴室又は浴場を設置すること。
- 3 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税の額は、対象経費から控除する。
- 4 補助対象事業に対して京丹後市以外の機関、団体等から補助金等の交付を受けて実施する場合は、当該補助金等の交付額を補助対象経費から控除する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

京丹後市長 様

住所

団体名

代表者名又は氏名

㊟

（電話 - - ）

京丹後市観光インフラ整備等促進事業企画書（6 その他事業）

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、京丹後市観光インフラ整備等促進事業補助金交付要綱第3条の規定により、企画書を提出します。

記

1 事業名

2 補助金希望額 円

3 事業計画概要

添付資料

- （1） 事業の目的及び実施期間並びに計画内容等がわかる書類
- （2） 収入支出計画書
- （3） 補助対象者の概要がわかる書類（定款、規約、財務状況等）
- （4） その他参考となる書類

様式第2号（第4条関係）

第 号  
年 月 日

様

京丹後市長 印

京丹後市観光インフラ整備等促進事業補助金内定通知書（6 その他事業）

年 月 日付けで提出のあった京丹後市観光インフラ整備等促進事業企画書について、京丹後市観光インフラ整備等促進事業補助金交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり内定しましたので通知します。

記

- 1 事業名
- 2 補助金予定額 円
- 3 事業概要

年 月 日

京丹後市長 様

住所

団体名

代表者名又は氏名

⑨

（電話 - - ）

京丹後市観光インフラ整備等促進事業補助金交付申請書

京丹後市観光インフラ整備等促進事業補助金交付要綱第5条の規定により、補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、本補助金の交付の決定に当たり、市税の納付状況について、税務資料その他の公簿等により確認されることに同意します。

記

- |   |                       |   |
|---|-----------------------|---|
| 1 | 総事業費                  | 円 |
| 2 | 他の制度による補助金            | 円 |
| 3 | 補助対象経費                | 円 |
| 4 | 交付申請額                 | 円 |
| 5 | 補助対象事業（番号を○で囲んでください。） |   |
|   | (1) 温泉源・配湯施設改修等事業     |   |
|   | (2) 砂浜清掃用機械購入等事業      |   |
|   | (3) 温泉施設等整備事業         |   |
|   | (4) 修景等景観保全整備事業       |   |
|   | (5) 誘客サイン整備事業         |   |
|   | (6) その他事業（            | ） |

6 事業計画概要

添付資料

- (1) 事業の目的及び実施期間並びに計画内容（写真含む）等がわかる書類
- (2) 収入支出予算書
- (3) その他参考となる書類

様式第4号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

京丹後市長 印

京丹後市観光インフラ整備等促進事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった京丹後市観光インフラ整備等促進事業補助金交付要綱に基づく補助金の交付（不交付）を下記のとおり決定したので、京丹後市観光インフラ整備等促進事業補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

- 1 交付・不交付の区分
- 2 補助対象事業
- 3 補助金交付決定額 円
- 4 補助金交付の時期

年 月 日

京丹後市長 様

住所

団体名

代表者名又は氏名 ⑩

（電話 - - ）

京丹後市観光インフラ整備等促進事業補助金事前着手届

年 月 日付けで提出した京丹後市観光インフラ整備等促進事業補助金  
交付申請書に係る事業について、下記のとおり補助金の交付決定前に着手したいので、京  
丹後市観光インフラ整備等促進事業補助金交付要綱第7条の規定により、別記条件を  
了承の上届け出ます。

記

1 事前着手の理由

2 着手（予定）年月日（事前準備を含む事業開始日） 年 月 日

3 別記条件

- (1) 事業着手から補助金交付決定を受けるまでの間において、事業計画の変更を行  
わないこと。
- (2) 事業着手から補助金交付決定を受けるまでの間において、天変地異等の事由に  
より当該事業に損失が生じた場合、これらの損失は届出者が負担すること。
- (3) 補助金の不交付の決定又は交付決定を受けた補助金の額が交付申請額に達しな  
い場合においても異議がないこと。

年 月 日

京丹後市長 様

住所

団体名

代表者名又は氏名 ⑩

（電話 - - ）

京丹後市観光インフラ整備等促進事業補助金変更（中止）承認申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた上記補助金に係る事業の内容を下記のとおり変更（中止）したいので、京丹後市観光インフラ整備等促進事業補助金交付要綱第8条の規定により申請します。

記

- 1 補助対象事業
- 2 変更（中止）の理由
- 3 変更の内容

	変更前	変更後
事業費総額	円	円
交付申請額	円	円
事業概要		

添付資料

- (1) 変更後の内容を示す書類
- (2) その他参考となる書類

様式第7号（第8条関係）

年 月 日

様

京丹後市長 印

京丹後市観光インフラ整備等促進事業補助金（変更）交付（取消）決定通知書

年 月 日付けで提出のあった承認申請については、下記のとおり決定しましたので、京丹後市観光インフラ整備等促進事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

- 1 決定の区分 変更交付決定 又は 取消
- 2 補助対象事業
- 3 変更交付決定額 円

様式第8号（第9条関係）

年 月 日

京丹後市長 様

住所

団体名

代表者名又は氏名

㊞

（電話 - - ）

京丹後市観光インフラ整備等促進事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定のあった上記補助金に係る事業が完了したので、京丹後市観光インフラ整備等促進事業補助金交付要綱第9条の規定により次のとおり関係書類を添えて実績を報告します。

なお、本補助金の交付の決定に当たり、市税の納付状況について、税務資料その他の公簿等により確認されることに同意します。

記

- |              |   |
|--------------|---|
| 1 総事業費       | 円 |
| 2 他の制度による補助金 | 円 |
| 3 補助対象経費     | 円 |
| 4 交付決定額      | 円 |
| 5 補助対象事業     |   |
| 6 事業概要       |   |

添付資料

- (1) 事業の概要及び成果等がわかる書類
- (2) 事業の実施状況、機械器具の設置状況等事業成果を詳細に示す写真
- (3) 収入支出決算書
- (4) 領収書（写）
- (5) その他参考となる書類

様式第9号（第10条関係）

年 月 日

様

京丹後市長 印

京丹後市観光インフラ整備等促進事業補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号により交付決定した京丹後市観光インフラ整備等促進事業補助金について京丹後市観光インフラ整備等促進事業補助金交付要綱第10条の規定により次のとおり確定したので通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 補助金交付確定額 円
- 3 補助対象事業

様式第10号（第11条関係）

京丹後市観光インフラ整備等促進事業補助金交付請求書

請求金額										円
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

※金額の頭書に¥を記入すること。

ただし、次に係るもの

補助対象事業

交付確定通知額 円

既概算交付額 円

今回交付請求額 円

年 月 日付け 第 号により補助金交付確定通知のありました補助事業  
について、京丹後市観光インフラ整備等促進事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき、  
補助金を請求します。

年 月 日

京丹後市長 様

住所

団体名

補助事業者 代表者名又は氏名

印

(電話 - - )

なお、次の口座に振込願います。

金融機関			本店 支店 支所
預金種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

様式第11号（第11条関係）

京丹後市観光インフラ整備等促進事業補助金概算交付請求書

概算請求額										円
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

※金額の頭書に¥を記入すること。

ただし、次に係るもの

補助対象事業

交付決定通知額 円

既概算交付額 円

今回概算交付請求額 円

未交付額 円

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定通知のありました京丹後市観光インフラ整備等促進事業補助金について、京丹後市観光インフラ整備等促進事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき、補助金の概算交付を請求します。

〔添付書類〕概算交付を必要とする理由書、事業資金計画表

年 月 日

京丹後市長 様

住所

団体名

補助事業者 代表者名又は氏名

印

（電話 - - ）

なお、次の口座に振込願います。

金融機関			本店 支店 支所
預金種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			